

学校いじめ防止基本方針（富津市立吉野小学校）

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、人として決して許されない行為であるといういじめに対する認識を全教職員で共有する。

（いじめの禁止） 「児童等は、いじめは行ってはならない。」
＜いじめ防止対策推進法第4条＞

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
＜いじめ防止対策推進法第8条＞

いじめ防止対策推進法第8条及び第13条（学校いじめ防止基本方針）に基づき、本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組む、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、学校いじめ防止基本方針を定める。また、個々の行為がいじめに当たるかどうかは表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

4 いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切である。また、児童への働きかけだけでなく教職員の姿勢が大きな影響を与えることを意識し、振る舞いがいじめの暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりすることを重く受け止めるようにする。具体的に以下の事項に重点的に取り組んでいく。

(1) わかる授業づくり・・・生徒指導の機能を重視

「すべての児童が参加・活躍できる授業」

- ①自己決定の場を与える授業
- ②自己存在感を与える授業
- ③共感的人間関係を育む授業

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得
- ・見通しを持って考え、表現できる児童の育成（表現活動の重視）
- ・算数科における少人数指導の実施
- ・セルフチェックシートを活用した授業の実施

(2) 学習規律の徹底（吉野小 授業の7つ約束の徹底）

- ①教科書・ノート・鉛筆・赤青鉛筆・定規・消しゴム・下じき・学習に適した筆箱の準備
- ②時間になったら席に着き、号令をする。
- ③指名されたら、はっきりと返事をして立つ。
- ④考え方や答えがわかったときは、自信をもって自分の考えを発表する。
- ⑤話すときは、「～です。」「～と思います。」を使い、相手に届く声の大きさを話す。
- ⑥相手の話は、耳と目で最後までうなずきながら聞く。
- ⑦毎時間、ノートにめあて・考え・まとめを書く。

(3) 学級集団づくり

- ・話し合い活動、学級会活動の充実
- ・居場所づくり、絆づくり

(4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・豊かな体験活動の設定
- ・6年間を見通した体系的・計画的な実施

(5) 児童会活動の充実

- ・学校行事の主体的な運営（イエローリボンの取組）
- ・委員会活動の充実

(6) 道徳教育・人権学習の充実

- ・一人一人のよさや違いを認め合える人間関係づくり
- ・「いじめ」の本質や構造の理解と思いやり、親切を大切にした言動

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・全校児童のインターネット使用状況の把握
- ・児童及び保護者に対する情報モラル教育・啓発活動

(8) いじめ未然防止のための年間計画

4月	・いじめ防止対策会議
5月	・1年生を迎える会、縦割り班よろしくね集会 ・運動会（人間関係づくり）
6月	・全校道徳 ・教育相談週間 ・児童ミニ集会（イエローリボン） ・学校評価アンケート ・アンケート調査
7月	・命を大切に作るキャンペーン
8月	・いじめ防止対策会議
9月	
10月	・保護者面談
11月	・全校道徳 ・教育相談週間 ・アンケート調査
12月	・校内持久走記録会（人間関係づくり） ・いじめ防止対策会議 ・人権集会
1月	・児童ミニ集会（イエローリボン）
2月	・学校評価アンケート調査 ・アンケート調査 ・教育相談週間
3月	・いじめ防止対策会議（まとめ）
年間	・全校遊び（異学年交流） ・クラブ活動＜年5回＞ ・読み聞かせボランティア「絵本の森」＜毎週木曜日＞ ・各学年校外学習等による人間関係づくり

5 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

(1) 朝・帰りの会や授業中などの観察

- ・出席をとるときの声、表情
- ・健康観察、保健室等での様子

(2) 個人面談の実施

- ・各学期1回の教育相談週間の設定（6月、11月、2月）

(3) 教育相談前の生活行動アンケートの実施

- ・各学期1回実施（6月、11月、2月）

(4) 生徒指導会議の実施

- ・月1回実施。児童の困り感や、いじめにつながりそうな事案を確認し合う。

6 発見したいじめへの組織的な対応（早期対応）

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会（後述）」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、富津市教育委員会と連携を図り、富津警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

<いじめ対応の留意点>

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭や外部の専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

令和8年4月8日改正